



栃木県公報

平成26年
2月28日(金)
号外号
第6号

目次

条 例

○栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正…………… 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正（栃木県条例第1号）

1 栃木県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり改めることとしました。

改 正 後			改 正 前		
選 挙 区		議 員 の 数	選 挙 区		議 員 の 数
名 称	区 域		名 称	区 域	
栃木市	栃木市の区域	4	栃木市・岩舟町	栃木市及び下都賀郡のうち岩舟町の区域	4
鹿沼市	鹿沼市の区域	3	鹿沼市・西方町	鹿沼市及び上都賀郡西方町の区域	3

2 公職選挙法の一部改正に伴い、選挙区の区域について市町村を単位として規定することとしました。（以上第2条関係）

3 この条例は、平成27年4月1日以後に初めて行われる一般選挙から施行することとしました。

条 例

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第一号

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十六年栃木県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表字都宮市・上三川町の項中「河内郡上三川町」を「上三川町」に改め、同表栃木市・岩舟町の項中「栃木市・岩舟町」を「栃木市」に改め、「及び下都賀郡のうち岩舟町」を削り、同表鹿沼市・西方町の項中「鹿沼市・西方町」を「鹿沼市」に改め、「及び上都賀郡西方町」を削り、同表小山市・野木町の項中「下都賀郡のうち」を削り、同表那須塩原市・那須町の項中「那須郡のうち」を削り、同表さくら市・塩谷郡の項中「及び塩谷郡」を「塩谷町及び高根沢町」に改め、同表那須烏山市・那珂川町の項中「那須郡のうち」を削り、同表芳賀

郡の項中「芳賀郡の」を「益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町の」に改め、同表下都賀郡北部の項中「下都賀郡北部」を「壬生町」に改め、「下都賀郡のうち」を削り、同表備考中「郡及び」を削り、「平成二十二年三月二十九日」を「平成二十六年四月五日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日以後に初めて行われる一般選挙から施行する。

(議会議務局)